

「JTU 利益相反管理規程」

第 1 条（目的）

この規程は、公益社団法人日本トリアスロン連合（以下「JTU」という。）の事業における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することを目的とする。

第 2 条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①利益相反とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- ②直接取引とは、理事が自己または第三者のために JTU と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を自己取引という。
- ③間接取引とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、JTU と理事の利益が相反する取引をいう。なお、JTU 側を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合でも該当するものとする。*1

第 3 条（競業避止義務）

理事が、自己または第三者のために、JTU の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第 4 条（利益相反行為の禁止）

理事は、JTU との利益相反行為を原則禁止とする。ただし、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示申告し承認を受けなければならない。*2

2. 申告を受けた理事会は、速やかに理事を招集し、必要であれば申告人に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するのかを判断し決議をする。この場合、申告した理事は議決権を有しない。

3. 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告のあった理事へ結果を報告する。なお、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

以上

=====

*1（参考）理事の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である理事の利益となり、実質的には理事の利益（保証してもらった利益）と法人の利益（保証の負担が無い利益）が相反する。

*2（参考）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条・第92条

法人と理事の取引の具体例

（直接取引）理事と法人の間で行われる売買契約

理事から法人への金銭の貸付で、利息が発生するもの

法人が理事への債務免除

法人から理事への金品の贈与

（間接取引）法人が、理事の第三者に対する債務を保証する行為

理事の第三者に対する債務を担保するため法人の資産に担保を設定する行為

法人が、理事の第三者に対する債務を引き受ける行為

「JTU 利益相反ポリシー」

1、目的

公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて適正（いわゆる利益相反問題）に対応する必要がある。

2、利益相反の定義 *1

利益相反とは、利益相反は狭義の利益相反と責務相反とに分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる。又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれ、また怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

3、利益相反の対象者

役員・社員・専門委員・職員・審判員・指導者（以下、「役職員等」という。）とする。

4、基本原則

上記の対象者は、JTU が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と JTU の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

5、利益相反への対応

JTU は、役職員等の利益相反行為を防止すると共に、利益相反行為と思慮される行為が発生した場合の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制（利益相反管理委員会の設置等）を構築する。また、役職員等がより高いモチベーションで事業活動を実施することが可能となるよう、利益相反ガイドラインを策定し、これを公表する。

6、自己申告すべき情報

理事等は利益相反の状況判断に必要とされる下記の事項に関する情報を定期的に報告しなければならない。

- ①法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職
- ②個人チームの監督、コーチ、その他競技力に関係する地位にある場合には、そのチーム名と担当役職

- ③設備や物品の供与及び寄付等する場合の行為
- ④利害関係者に対する施設、設備の利用提供
- ⑤利害関係者からの物品の購入や施設の賃借

7、利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て

利益相反管理委員会は役職員等からの申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。

審査を経て利益相反と懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導、勧告をする。

審査に不服がある場合には、再度、利益相反管理委員会へ対して審議を求めることができる。利益相反管理委員会は、十分に審議を行い、理事会にて決定し申立者へ報告する。

8、情報開示

利益相反管理委員会は、利益相反ポリシー等への取り組み状況を開示する。また、ポリシー・ガイドライン等を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に関示する。

9、啓発・見直し

理事等へ利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施していく。

以上

=====

*1（参考）公益法人としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。
具体的には

「狭義の利益相反」JTU の理事等が役員を務める企業の事業活動に伴って得る利益と、公益法人におけるJTU の責任が衝突、相反している状況をいう。

「責務相反」JTU の理事等が個人的チームの要職等にある場合の責任が存在することにより、JTU における職務遂行責任と個人チームに対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

<2020年3月25日 JTU 理事会 承認>